

# 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農作業に使用する軽油は免税証の交付を受けることにより軽油引取税が免税になります。

平成22年分の免税証の交付申請を以下の通り受け付けますのでご希望の方は申請してください。

## 1. 受付日時と場所

地区	受付日	受付時間		受付場所
石橋地区	2月3日(水)	9:30 ~ 11:50	13:00 ~ 15:00	石橋公民館
	2月4日(木)	9:30 ~ 11:50		
国分寺地区	2月8日(月)	9:30 ~ 11:50	13:00 ~ 15:00	ゆうゆう館
南河内地区	2月9日(火)	9:30 ~ 11:50	13:00 ~ 15:00	南河内庁舎
	2月10日(水)	9:30 ~ 11:50	13:00 ~ 15:00	別館会議室(プレハブ)

## 2. 申請の際に持参するもの

個人で交付申請する場合		共同で交付申請する場合	
継続の場合	新規及び使用者証更新の場合	継続の場合	新規及び使用者証更新の場合
1.免税軽油使用者証 2.印鑑 3.耕作証明書 耕作面積が変わった場合 4.免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書又は領収書を添付。写しでも可)	1.耕作証明書 2.免税軽油使用者証 3.手数料 420円 4.印鑑 5.免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書又は領収書を添付。写しでも可) 新規の方は上記2及び5は必要ありません。 (注②参照)	1.免税軽油使用者証 2.代表者の印鑑 3.全員の耕作証明書 耕作面積が変わった場合又は脱退した使用者がいる場合 (注③参照) 4.全員の免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書又は領収書を添付。写しでも可)	1.全員の耕作証明書 2.免税軽油使用者証 3.手数料 420円 4.全員の印鑑 5.全員の免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書又は領収書を添付。写しでも可) 新規の方は上記2及び5は必要ありません。 (注②参照)

### (注)

- ①免税軽油使用者証に登録されている使用機械に変更(入れ替え、新規購入等)がある場合には、「メーカー名」、「型式」、「馬力」を控えて申請してください。
- ②今回初めて申請される方についても①同様、使用機械のメーカー名等を控えて申請してください。
- ③共同交付申請で継続の場合であっても使用者が追加になる場合には新規扱いとなります。
- ④新規申請及び交付数量の増を希望される方は後日交付となります。
- ⑤国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ⑥「農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行なう者」についても免税の対象となりました。基幹的な作業とは、専ら機械を使用して行われるものをいい、そのすべての委託を受けて農作業を行う者が対象となります。作業の一部のみを受託している場合は対象となりません。申請には農業委員会が発行する証明書及び農作業受委託契約書(写し)が必要です。

問い合わせ先

栃木県税事務所 免税軽油担当 ☎0282-23-3416  
 下野市農業委員会事務局 ☎48-2116